

## 西京☆ギャラリーの利用に関する取扱要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、区役所2階廊下を、区民の文化意識の高揚、コミュニティづくり及び来庁者に憩いの場を提供することを目的として使用するための必要な手続を定めるものとする。

### (名 称)

第2条 作品展示場所の名称を、「西京☆ギャラリー」と称する。

### (管理者)

第3条 西京☆ギャラリーの管理者は西京区長（担当：地域力推進室総務・防災担当）とする。

### (利用者)

第4条 西京☆ギャラリーを利用できる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 西京区内に活動拠点を置く団体
- (2) 西京区内の学校、幼稚園及び保育所
- (3) その他、管理者が適当と認める者若しくは団体

### (展示作品)

第5条 西京☆ギャラリーに展示できる作品は次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化芸術活動、学校教育活動（保育所、幼稚園を含む。）等に関連した写真、絵画等で、形状、寸法及び数量が西京☆ギャラリーに支障なく展示できるものとする。
- (2) 展示作品は、著作権等の権利のすべてが応募者本人にあるものに限る。また、第三者の承諾等が必要となる場合には、応募者が承諾等を得た上で展示申請をすること。なお、展示作品の被写体などの肖像権侵害などに対するあらゆる責任は、管理者で一切負わないものとする。

**(展示場所)**

第6条 西京区役所2階（一部1階）の展示エリア内に設置する展示パネル（縦180センチ、横96.5センチ）最大10枚及び2階廊下の壁面の一部等とする。

**(展示期間及び展示時間)**

第7条 西京☆ギャラリーの展示期間及び展示時間は次に掲げるとおりとする。

- (1) 展示期間は、区役所の閉庁日も含め、利用開始日から2週間を超えない範囲とします。
- (2) 展示期間中は、区役所の閉庁日であっても、展示できることとする。  
ただし、観覧時間は、区役所の開庁時間（平日の午前8時30分～午後5時まで）とする。

**(展示料)**

第8条 西京☆ギャラリーの展示料は無料とする。

**(展示申請等)**

第9条 西京☆ギャラリーの利用許可申請については次に掲げるとおりとする。

- (1) 西京☆ギャラリーへの展示を希望する者は、あらかじめ管理者に西京☆ギャラリー利用申請書（別紙様式）を提出しなければならない。
- (2) 前項の規定による申請は、西京☆ギャラリーに展示する日の2ヶ月前から受け付けるものとする。
- (3) 西京☆ギャラリーの利用申請については、先着順で受け付けるものとする。  
また、展示パネルについては、最大10枚を超えない範囲で使用申請することができる。ただし、使用枚数を調整することがある。

**(展示許可等)**

第10条

- (1) 管理者は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、西京☆ギャラリー使用の可否を決定したときは、利用開始日の10日前までに申請者に西京☆ギャラリー使用許可書を発行するものとする。
- (2) 西京☆ギャラリーの利用許可申請において、区が事業を行う期間等、その申請を受け付けない場合がある。

## (展示許可の取消し)

### 第 11 条

- (1) 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。
  - (ア) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき
  - (イ) この要綱に定める事項又は使用許可時の注意事項に違反したとき
- (2) 管理者は前項の規定に違反するときは、使用者に対し、展示物の撤去その他必要な措置を命ずることができる。
- (3) 前項の措置をもって損害が生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

## (展示の制限)

第 12 条 次の各号の一に該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 営利活動、その他特定の人又は団体の利益に供するおそれがあるとき
- (2) 特定の宗教活動又は政治活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき
- (4) 区の業務の遂行に支障があるとき
- (5) 区庁舎の管理上支障があるとき
- (6) その他管理者が不相当と認めるとき

## (地位の譲渡等の禁止)

第 13 条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

## (展示作品の設置・撤収)

第 14 条 展示作品については、利用開始日から準備・設置することができるものとし、展示作品の撤収については、利用期間の最終日までに行うものとする。

## (展示作品の管理等)

第 15 条 西京☆ギャラリー利用における作品等への破損、盗難等の事故については、管理者は一切責任を負わないものとする。

**(展示パネル等の管理)**

第16条 展示パネル等の使用にあたっては、損傷、汚損等のないよう留意しなければならない。万一損害の生じた場合には使用者に賠償する責任があるものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

**(その他)**

第17条 この要綱に定めるもののほか西京☆ギャラリーの運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。